

名取市史制作業務プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 この要領は、名取市史制作業務における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2条 契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 組織

「名取市史制作業務プロポーザル審査委員会設置要領」に定める委員会とする。

(2) 事前審査

提出された提案書を含む提出書類は、別途定める「名取市史制作業務プロポーザル実施要領」に基づき、提出要件を満たしているかの審査を、市史編さん室において実施する。

(3) 審査項目・配点等

ア 審査項目、配点及び評価は、別紙1「名取市史制作業務プロポーザル審査基準」のとおりとする。

イ 各項目における配点の合計点は80点とする。

(4) プロポーザル審査の対象

企画提案者が提出した提案書及びプレゼンテーションとする。

(5) 優先交渉権者の選定方法

別紙2「名取市史制作業務プロポーザル審査表」に基づいて審査し、委員長及び各委員の採点の合計の平均点（小数点以下四捨五入）が満点の6割以上を満たし、最も合計得点が高かった者を優先交渉権者として決定し、2番目に得点が高かった者を次点交渉権者として決定する。ただし、審査の結果、各区分の審査内容で「やや劣っている」又は「劣っている」に該当するものがあった場合、委員の協議において決定することとする。（以上「最低基準点」の定義。）なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、出席した委員の多数決で決定し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(6) 提案者が1者の場合

提案者が1者のみであっても審査を行い、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。最低基準点を満たさない場合は、候補者として選定せず、再度公募することができる。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、その都度委員による協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和7年6月6日から施行する。

名取市史制作業務プロポーザル審査基準

1 審査方法

- (1) 審査項目、審査内容(評価の視点)及び配点は以下のとおりとし、委員長及び各委員が採点する。
- (2) 委員長及び各委員の採点の合計の平均点(小数点以下四捨五入)が満点の6割以上を満たし、最も合計得点が高かった者を優先交渉権者とする。ただし、審査の結果、各区分の審査内容で「やや劣っている」又は「劣っている」に該当するものがあつた場合、委員の協議において決定することとする。
- (3) 複数の最高得点者が生じた場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

2 審査項目と配点

審査項目	審査内容(評価の視点)	配点
業務の遂行	同種業務の実績があり、十分な知識と経験を有し、業務を遂行するための確実なノウハウを有しているか。	10点
連絡体制	連絡体制が確保されており、迅速かつ適切な対応ができるか。また細かな指示に対応できる柔軟性があるか。	10点
工程管理	全体の工程を適切に管理し、市が示すスケジュールの保全に努められるか。	10点
組版・仕上がり	写真、イラストを多用かつ効果的に配置し、書籍としての入りやすさ、読みやすさ、明るく柔らかい等デザイン性に優れた仕上がりが期待できる。	10点
校正	確実な校正作業を行うための体制が整っているか。	10点
印刷・製本	上製本としての品質・デザイン性に優れ且つ、欠損等不適格な成果物にならない体制となっているか。	10点
PR、普及、活用促進	PR、普及促進、活用等に繋がる事業と認められるか。	10点
価格評価	10点×提案価格のうち最低価格/当該提案者の提案価格 ※小数点第2位を切り捨て	10点
合 計		80点

3 評価及び点数

評 価		点数
A	非常に優れている	10
B	優れている	8
C	普通～やや優れている	6
D	やや劣っている	4
E	劣っている	2

名取市史制作業務プロポーザル審査表

提案者	
-----	--

委員長・委員（採点者）：

審査項目	審査内容	評 価		コメント
		A～E	点数	
業務の遂行	同種業務の実績があり、十分な知識と経験を有し、業務を遂行するための確実なノウハウを有しているか			
連絡体制	連絡体制が確保されており、迅速かつ適切な対応ができるか。また細かな指示に対応できる柔軟性があるか。			
工程管理	全体の工程を適切に管理し、市が示すスケジュールの保全に努められるか。			
組版・仕上がり	写真、イラストを多用かつ効果的に配置し、書籍としての入りやすさ、読みやすさ、明るく柔らかい等デザイン性に優れた仕上がりが期待でき			
校正	確実な校正作業を行うための体制が整っているか。			
印刷・製本	上製本としての品質・デザイン性に優れ且つ、欠損等不適格な成果物にならない体制となっているか。			
PR、活用、普及促進	PR、普及促進、活用等に繋がる事業と認められるか。			
価格評価	10 点×提案価格のうち最低価格／当該提案者の提案価格 ※小数点以下第2位を切り捨て			
合計				